

第 38 回山口県学校環境衛生研究大会報告

実行委員長 渡 邊 章 代
副実行委員長 中 村 光 宏

第38回山口県学校環境衛生研究大会が5月16日(金)、昨年同様山口県総合保健会館で開催されました。県内の校長や養護教諭、栄養教諭、体育教諭などの学校関係者、学校薬剤師、また今年は数名実習生の参加もあり、日本薬剤師会学校薬剤師部会の村松部会長はじめ、県外からも岐阜県、広島県、島根県、千葉県、京都府の参加をいただきました。

午前中の研究協議会は、第1課題「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室、くすり教育」、第2課題「給食」、第3課題「学校環境衛生(水質、教室環境、保健委員会)、理科薬品」の3課題に分けて行われ、各課題ともに活発な研究協議が行われました。

午後からの特別講演では、シックハウス症候群、化学物質過敏症に関する研究の世界的第一人者として知られ、また、ハーバード大学、東京大学で、学生による講義評価で高い評価を受け続けられた東京大学名誉教授 工学博士、そして母校である学校法人開成学園開成中学校・高等学校校長として御活躍中の柳沢幸雄(やなぎさわ ゆきお)先生に、「シックハウスは未だに作られている」～PM2.5などで外気も汚れたらどの空気を吸えばいいの?～という演題で、ご講演をいただきました。

参加者の皆さんからの反響は大きく、もっと柳沢先生のお話を聞ききたかったという声がたくさん挙がりました。

	参加者数	備考	幼	小	中	高	特	教委	薬剤師	合計
1 受賞者	2		0	1	1	0	0	0	0	2
2 発表者	6	全発表者9名から学業理事3名を除く。	0	2	3	0	0	1	3	9
3 他県薬剤師	8									8
4 主催者	7									7
5 来賓	8									8
6 第1課題	30		0	9	9	7	0	2	1	30
7 第2課題	23	司会の県教委、指導助言の学業理事を除く	3	9	5	0	1	2	3	23
8 第3課題	47		0	17	6	4	2	0	18	47
9 講演会のみ	22		0	6	6	4	0	2	4	22
10 こども元気づくり班	6	課長は主催者に含む								6
11 学業理事	8	会長・副会長・実行委員長・副委員長の4名以外(4名は主催者に含む)								8
12 一般参加者	8	県民公開講座参加者								170
合計	175									

第 38 回山口県学校環境衛生研究大会アンケート結果

(回答学校関係者 29 名 学校薬剤師 13 名)

開催時期

学校関係者

適当 26名 3月 1名 5月 2名 6月 7名 7月 2名 10～11月 1名 夏季休業中 1名

学校薬剤師

適当 8名 7月 1名

曜日

学校関係者

火曜日 1名 木曜日 1名 金曜日 16名

学校薬剤師

火曜日 1名 水曜日 1名 木曜日 4名 金曜日 1名 土日 2名

研修内容についての希望

学校関係者

- ・喫煙防止教育について
- ・くすり教育について
- ・今回同様、くすりの教育について実践例などを研修したい
- ・委員会活動と環境衛生について
- ・各学校現場での取り組みを学校薬剤師の立場から、養護教諭の立場から、管理職の立場からもっとお聞きしてみたい
- ・学校医（内科・眼科・耳鼻科・歯科）と学校薬剤師の連携
例えば眼色覚一黒板、チョークの色等、学校保健委員会等
- ・PM2.5についての対策（取り組み）を行っている学校の研究発表
- ・給食関係について、個別の課題ではなく、大きくとりあげて欲しい
個別課題だと、他のものと重なって出席しにくい
- ・最近、子どもの下痢・嘔吐症、ノロなどの病気が多く流行する
症状の出た時の対応の仕方が幼児の場合、むつかしい
分りやすい対応の仕方が知りたい
- ・感染した時の対応、できるともっと詳しくお聞きできるとうれしい
- ・すべての課題がうけれるともっとよいのだが

学校薬剤師

- ・全部の課題を聞く事ができるスケジュールがあればいいと思う。
もう少し大きい机のある場所がいい
- ・消毒の現実について（学校における）
雑品、医薬部外品、医薬品の使いわけ等

第 1 課題

喫煙・飲酒・薬物乱用防止、くすり教育

出席者 学校薬剤師 3 名 学校関係者 27 名

報告者 年光 久美

発表

1. 健康な生活を送るための「くすり教育」の実践 ～保健授業の取組を通して～

周南市周陽中学校 教諭 西村 康隆

① はじめに

生徒は落ち着いた学校生活を送っているものの個別には不登校や問題行動も見られる。そこで日々の保健室の在室状況や生徒指導で全教職員が情報を共有し生徒の小さなサインをみのがすことのないよう「チームで発見」「チームで対応」を合言葉に行動している。

また、学校医、学校歯科医師、学校薬剤師、P T A 保健部の保護者に意見をいただき、家庭とも連携し、生徒が安全な毎日を送れるよう取り組んでいる

② 「くすり教育」の実践

平成24年度より学習指導要領が全面実施となり、「くすり教育」を3年生の保健の授業の中で実施している。

(1) 自己の体を愛する関心の高まり

毎日の健康観察表の記入で生徒自ら自己の体の確認（インフルエンザの時期）、養護教諭による健康指導、2学期に感染症・自然治癒力の知識の習得、さらに本単元により自己の体への関心を高められると期待

(2) 事前アンケートの実施

指示通りの服用することは理解できているが、主作用の期待のみで副作用の知識や使用回数・使用時間・使用量についての知識を理解してない現状を把握できた。

テーマを「主作用と副作用の理解」「くすりの正しい知識の習得」に設定

(3) 養護教諭との連携

保健体育部と養護教諭で打ち合わせし、くすりの正しい使い方についてわかりやすく説明しているプレゼンソフトを使用することにした。また、日本学校保健会が作成している「くすりの正しい使い方」も使用した。

③ 授業の実際

前半はプレゼンテーションを利用し、生徒の実体験を引き出しながら、くすりの主作用と副作用について説明。後半は「くすりの正しい使い方」を利用し血中濃度等のグラフから正しい使い方について学んだ。

④ 成果と課題

養護教諭との連携で教材研究が充実し、指導方法の多様さや教具開発につながった。連携の必要性を再認識できた。

今後は校内だけでなく学校薬剤師とのT Tや薬物乱用防止教育等と連携した取り組みを推進する

2. 学校薬剤師と連携した「くすり教育」の充実について～保健授業の取組から～

柳井市立柳井中学校 教諭 宮内 秀一郎

- ① 学校薬剤師と連携する意義
 - * 教師が事前指導を充実させる・・・指導していただく先生に失礼がないようにする
 - * 専門的な知識・経験談を伝えていただける
 - * 雰囲気のある授業展開
 - * 家庭との連携がしやすい
- ② 事前授業を充実させるために、生徒に質問してみた
 - * くすりときいたら何を思い浮かべますか？
 - 薬物
 - * くすりはいつ飲めばいいか知っていますか？
 - 体の調子が悪いとき、痛いとき
 - * 風邪をひいたとき、なぜ風邪薬を飲むか知っていますか？（教師にも質問）
 - 症状を軽くする為、ウイルスや細菌を殺す為、対症療法、熱を下げる為
 - 薬について意外と知っていないことがわかった

③ 授業の実際

学校薬剤師が作成したプレゼンテーションによる授業

→生徒にとってわかりやすい表現やイラストで確認することで理解しやすい

- * 薬の3つの種類（内服薬・外用薬・注射剤）
 - * なぜ錠剤やカプセルにしてあるのか
 - * コップ一杯程度の飲み物で飲む理由
 - * 水で飲む理由
- 生徒の感想・質問
- * くすりについて正しく理解できた
 - * 専門の方がいて、新しいことを知ることができた
 - * 薬と薬をあわせて飲むと効果が増すってほんとうですか？
 - * カプセルの色って何か意味がありますか？
 - * 病院でもらう薬と市販の薬とどちらが効き目がありますか？
 - * 寝る薬って効果があるんですか？

④ 成果と課題

事前指導することで充実した授業ができ、事後指導で授業内容を固め学年便りの発行で家庭でも話題にしてもらうことで、より授業内容を深めることができたと確信している。

今後、各教科（社会や道徳）、総合的学習、各健診、学校保健委員会、多様な機会を活用し、くすり教育の充実を図りたいと考える

3. タバコに関する授業の進め方

山口県学校薬剤師会 沖田 敏宜

- * タバコについて、薬務課は薬物乱用につながるゲートウエイドラッグとして捉えているが、健康増進課は健康を害するものと捉えている。

- * タバコとがんに関する出張講座をすることを山口県健康増進課より平成19年度より委託され、タバコの手前講座→タバコに関する出張講座→タバコとがんに関する出張講座と変わっていることから、タバコとがんの関係・健康を害することを伝えるようにする
- * タバコによる害のない社会の実現の3本柱として受動喫煙防止・喫煙防止・禁煙指導となっている。私達が行う子ども達への教育は喫煙防止です
- * 具体的な指導に使える資料を使いながら説明（学薬HP参照）
- * 大人になっても吸わないようにしましょう→体への害について話す（タバコの皮膚・歯・病気・妊婦への影響や運動能力が落ちること）
- * 吸っている家族がいたら、みんなの迷惑にならないようにしてもらおう→主流煙・副流煙、金銭的負担（1年間のタバコ代貯金で家族で国内旅行いける）について伝える
- * 吸ってる人にやめてもらうようにしましょう
子どもからの質問・・・お父さんにタバコやめてほしいがどうしたらよいか？
→私は、お父さんのこと大好きだよ。でもね、タバコを吸うと、病気になりやすいんだって。大好きだから、ずっと一緒にいたいよ。だから、タバコ吸うのやめてね。そして、家族で旅行に行こうよ。と言ってみてはと伝える
- * 断る勇気を持とう→イヤだ。やらない。と言う勇気
- * 夢を持とう→イチロー選手や本田選手の子どもの時の将来の夢についての作文を参考に夢を持つことを伝えタバコを吸わない意識へつなげる。

協議内容

質問 宮内先生、やってみてわかったことを教えてください。

回答 生徒は薬について意外にわかってないこと
教えるにあたって教師側も勉強が必要であること

質問 沖田先生、中学校の指導にあたって、よかったと思ったことを教えてください。

回答 指導要綱を初めに提示してもらえると薬剤師は指導の要点がまとめやすい。

司会より補足・・・指導は指導要綱にしたがって行うことが大切です。指導要綱の理解の仕方として「～理解させる」と書かれていれば、しっかり、理解させる。「～にふれる」と書いてあれば、少し伝える程度でよい。

質問 （宮内先生より）授業の指導内容を作る段階で、主作用・副作用、使用回数を理解させるのにどうしたらよいか。質問の仕方がわからなかった。教えてください。

回答 事前に学校薬剤師に相談することで解決できると思います。
こちら側も授業後子ども達の感想を教えてください。次回の指導の参考になってよいと思います。ぜひ教えてください。

指導助言より

- * 事前の教師との話し合いが必要である。学校側が伝えてほしいこと、薬剤師が伝えたいことを一致させないといけな。例えば、薬物乱用防止教室の時、以前ミミズの実験で、薬物に

よる辛さをみせたことがあったが、学校側からすると道徳で生き物を大切にする指導をしているため、子どもの教育にはよくない。また、学校で習ってない漢字は使わないようにするなど、事前に確認しないと、気づかないこともある。

- * 専門用語は使わない、わかりやすい言葉で説明する。
- * くすり教育において、指導するのは教諭です、学校薬剤師も授業に参加したり、資料の作成のお手伝いをしたり、それぞれの学校薬剤師の得意なことを活かしてお手伝いは可能です。相談してください。
- * 学校側へのお願いは、日程など事前に薬剤師側に相談していただくともっと参加しやすくなります。お互い協力し進めていくことが大切です。



選択的 β_1 アンタゴニスト

メインテート錠 ^{0.625mg}
^{2.5mg}
^{5mg}

薬価基準収載

MAINTATE® Tablets 0.625mg・Tablets 2.5mg・Tablets 5mg
(日本薬局方 ビンプロロールフマル酸塩錠)

処方せん医薬品 (注意-医師等の処方せんにより使用すること)

効能・効果、用法・用量、警告、禁忌を含む使用上の注意、用法・用量に関連する使用上の注意等については添付文書をご参照ください。



製造販売元 (資料請求先)
田辺三菱製薬株式会社
大阪市中央区北浜2-6-18

2012年7月作成



第38回 山口県学校環境衛生研究大会報告 その2

第2課題 給食

出席者 学校薬剤師6名 学校関係者24名

報告者 渡辺真美子

協議主題 食中毒を未然に防ぐために

実践発表

1. 安全で魅力ある学校給食を提供するための衛生管理

～学校給食衛生管理基準に沿った調理業務の改善～

本校は、昭和56年に開校し、給食施設は32年経過し、平成22年に改正された学校給食衛生基準に沿うよう工夫して業務を行っている。

- ① ウェットシステムのドライ運用
(細菌を繁殖させないため、床を水で濡らさないようにしている)
- ② 手洗いの見直し
(手洗いチェッカーでどこに洗い残しがあるか確認し、注意している。2度洗いしている)
- ③ ATP拭取り検査の利用
(ルミテスターは汚れが数値化されるので目安となる。中心温度計のパネルが汚れていた。全員で洗浄方法を統一した。)
- ④ 中心温度計の確認
(中心温度計にも誤差があり、正確かどうか確認している)
- ⑤ 検収の実施
(全部の食材を専用容器に移し替える。検収簿をきちんと記入する。)
- ⑥ 作業工程表の作成と管理
(汚染、非汚染等前日に打ち合わせる。タイムスケジュールを確認する。エプロンをするとき、使い捨て手袋をするとき等確認する。)
- ⑦ 異物混入防止のためのマニュアル作成
(その日に使う器具の確認を使用前と使用後にする。水道のネジ、スポンジ等。食材でも袋に入っているものは異物がないか点検する。)
- ⑧ 使い捨て手袋の使用マニュアルの作成
(手洗いが不十分のためパンでノロウイルスになったので、マニュアルを作成した。)
- ⑨ 嘔吐物により汚れた食器の処理マニュアルを作成
(白い紙または白いタオルで嘔吐物を処理する。)
- ⑩ 給食従事者の健康管理
(給食従事者が感染源とならないように、健康状態のチェックを栄養教諭が確認する。)
- ⑪ 教職員・児童の衛生管理指導
(年度始めに行う。三原則〈つけない、ふやさない、殺菌する〉を徹底する。)
等取り組んでいる。特に学校給食の衛生管理の状況について教職員に周知するため、夏休み

に校内研修会を行っている。それにより、衛生管理意識が向上された。

学校給食衛生管理基準に沿った施設設備の整備は必須であるが、それと同時に調理者の衛生管理意識を向上させることが重要である。

2. 安全、安心な学校給食をめざして

～ノロウイルス食中毒を未然に防ぐ～

平成25年1月9日

朝 調理員の一人が嘔吐下痢症で休むと連絡が入る。医療機関受診要請。
通常通り給食実施。

9:10 出勤していた調理員が調理室の外で嘔吐して、そのまま自宅へ帰る。

9:45 1月9日～11日まで給食中止、4校時で下校を校長決定。
校長が教育委員会に報告。教頭は保護者にメールで連絡。
牛乳を取りに来るように県酪農牛乳に連絡。

10:00 パン屋へ給食中止を連絡

10:35 全職員に説明
(トイレのドアノブ等次亜塩素酸ナトリウムで消毒)

11:30 県酪農が牛乳を取りに来校
PCR検査キットを薬剤師会に取りに行く。

12:30 検便を薬剤師会へ持って行く。

12:35 下校
(1月15日まで家族を含めて健康観察)

平成25年1月11日PCR検査

平成25年1月11日 1月9日～18日給食を中止し弁当に切り替えた。

以上、すばやい対応で児童・職員の中毒の感染を防ぐことが出来た。

絶対に中毒を起こさせないを目標に

- ① 手洗い
- ② 消毒
- ③ 温度管理

の徹底に努めた。

また、給食調理員は、

- 1) 牡蠣、生ものは食べない。
- 2) 私たちは絶対にノロウイルスにかかってはいけない。
- 3) 全員同じものは食べない。

※学校管理者の素早い対応と決断が必要

質問①小羽山小学校について

○食物アレルギー対応について

今年度15名、給食においては1名ですが、卵除去のみで、代替食品無し。昨年までエピペン持参児童あったが、卒業された。

○医師会への連絡はどうだったか。

学校医への連絡は養護教諭に任せていた。

○給食当番の健康状態のチェック項目を教えてください。

- 1) 下痢をしていないか。
- 2) 発熱、腹痛、嘔吐している人はいないか。
- 3) エプロン、マスク、帽子を着用しているか。
- 4) 爪は伸びていないか。
- 5) 手は洗っているか。

○温度管理はどうされているか。

エアコンが無いので、夏場は湿度が80%になるので換気に気を付けている。

○ATP検査は定期的に行っているか。

今回のみで、定期的にはしていない。学校給食会から借りている。
調理員への指導のため行った。

○エプロンの保管、洗浄について

エプロンは場所を変えて保管している。
洗って消毒して、乾いた状態で掛けている。

○宇部市は今年からPEN食器に変わったが、食器の残留は検査しているか。

今年はまだ行っていない。

②勝山中学校について

○調理員の家族にノロウイルスがでたときは、どう対処しているか。

(下関教育委員会学校安全課)

平成24年3月、平成25年3月と年に2回O-157とノロウイルスが出たので、高感度の検査をして、陽性の場合には給食室に入らない。その調理員が陰性か陽性かで決めている。各調理員のすばやい対応と決断が必須である。

○調理したものの検食の保管について

原材料50gと調理したものを50g袋に入れて冷凍庫で2週間保管。
乾物は必要ないとなっているが、不安なもの(例えば削り節)はしている。

指導助言

中村 光宏○手洗いの徹底。

○アルコールスプレーできれいになったように思うが、基本は手洗いである。

福田せい子○担当校の給食従事者の勉強会で仕出しの弁当の錦糸卵が原因で食中毒になった。

時短のため、前日に卵を溶いていたことが原因で、菌が便から無くなるのに時間がかかったことから、同じ物を食べないようにを実感した出来事があった。

渡辺眞美子○以前、使い捨ての手袋を使用しなくて、手袋を洗って使っていたころ、手袋をしている

調理員の手から大腸菌群が出たことがある。手袋をしていても注意してほしい。

第3課題 学校環境衛生（水質）

出席者 学校薬剤師12名 学校関係者32名

報告者 中村 芳生

協議主題 「プール水の適切な管理の為の基礎知識」

例年の事ではありますが、水質管理、施設・設備の管理に注意して事故の無いよう注意を喚起し、水質管理の基本的なお話をしました。

レジメの資料に誤字訂正が多く申し訳ありませんでした。訂正済みの資料を掲載いたします。

プール水は、閉ざされた水の器であり不特定多数の人が出入りをし、注水しながら長期間使用します。このことより感染症の媒体とならないようにするという大前提があります。

プール水は入泳者によって常に汚染されており病原性のウイルスや細菌が持ち込まれた場合を想定して常時消毒されていることが必要であり、比較的安価で取り扱いが容易で残留性のある塩素が用いられています。取り扱いが容易とありますが、塩素は有毒であり取り扱いを間違えると大きな事故につながる可能性がある。例として次亜塩素酸ナトリウムは不均化反応により容易に次亜塩素酸ナトリウムとなり、これが乾燥した結晶は爆発性を持ちます。この塩素酸塩は危険物第一類で爆発事故なども起こっている。また、次亜塩素酸ナトリウムと酸性の物質の混合により有毒な塩素ガスが発生するので、注意が必要。死亡事故も起こっている。

水泳プールでの健康管理について、眼科、耳鼻科、皮膚科と気を付けなければいけないものを列挙いたしました。

塩素の消毒効果については細菌と塩素濃度との関係を示し、0.4m g/l 以上1.0m g/l 以下に保っていれば、プール水が感染症の媒体となることは防ぐことができるでしょう。

塩素消毒において、消毒効果に影響を与えるものとして、PH、アンモニアや有機性の窒素化合物、水着や毛髪、光（紫外線）、温度などがあります。

まず、PHについてですが、プール水のPHが酸性、中性、アルカリ性と動くことによって、遊離残留塩素濃度が変わってくる。消毒力が変わってくる。

垢、鼻汁、たん、唾液、汗、尿の分解物、水着や毛髪も残留塩素を消費する。周辺樹木の落葉、土砂、落下微生物藻類などは残留塩素を消費する。

また、汚れや直射日光は塩素消費がはなはだしく残留塩素の不均一の度合いが高くなる。また水温が30℃を超える場合も残留塩素の減少が早くなる。

文科省のプールの遊離残留塩素濃度の管理についてのデータがあります。授業開始前1.0m g/l あった遊離残留塩素濃度は授業開始直後には急激な低下をきたしていることがわかる。

学校環境衛生基準では、遊離残留塩素濃度は、0.4m g 以上、1.0m g 以下となっているが、少なくとも授業開始直後の急激な残留塩素濃度の低下を考慮すると、1.0近くにまで上げておく必要があるでしょう。

PHは多くの方がプールに入るとアルカリ側に移行する。補給水との兼ね合いもあるが使用する塩素剤による変化もある。塩素化イソシアヌル酸は酸性側に傾く傾向があるので補給水が十分でない場合は常に中和剤を投入するなど対策をとりましょう。

理科薬品の適正な管理について

山口県教育庁義務教育課

山口県教育庁高校教育課

岡田省吾 指導主事

はじめに

平成21年度から小学校、中学校で、また平成24年度から年次進行により高等学校で導入された新学習指導要領の理科においては、児童生徒が見通しや目的意識をもって観察、実験等を行い、活動をととして児童生徒に科学的に探究する能力と態度を育成することが求められている。これに伴い、理科においては、より多くの観察、実験を取り入れることとなり、理科薬品等の適正な管理、保管が一層望まれる。また、理科に限らず、毒物、劇物、危険物及び特定化学物質をはじめとする薬品類を使用する教科においても、本稿の内容に準じた適切な管理が必要である。

2 薬品管理基準の要点

山口県教育委員会では、平成7年10月に「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引」を作成し、学校に配付した。

また、平成12年10月には、学校における理科薬品の保管管理基準を改定し、周知した。これらによる薬品管理に当たっての要点は、次の(1)～(3)のとおりである。

(1) 対象となる薬品について

- ア 「毒物及び劇物取締法」第2条に規定する毒物
- イ 「毒物及び劇物取締法」第2条に規定する劇物
- ウ 「消防法」第2条に規定する危険物
- エ 「特定化学物質等障害予防規則」に規定する特定化学物質

(2) 帳簿について

ア 薬品保管使用簿

- ・整備し、定期的に点検すべき帳簿である。
- ・理科薬品等の重量は、風袋込みで記載する。

イ 薬品出納簿

- ・県立学校では、様式に従って整備し、定期的に点検すべき帳簿である。
- ・市町立小学校、中学校においては、各市町の出納の規則によることとし、該当する規則がない場合は、何らかの方法で薬品購入の記録（購入年月日及び購入量）が分かるように工夫する。

ウ 薬品使用票

- ・必要に応じて整備すべき帳簿であり、必ずしも整備する必要はない。

エ 一般薬品の各帳簿は上記(1)の薬品とは別冊とし、上記アと同様に管理することが望ましい。

(3) 薬品管理責任者について

教諭とする。

3 薬品管理上の主な留意点

(1) 理科薬品等については、学校の安全管理及び予算の効率的使用の観点から、実験等の年間指導

計画に基づき、各学校等の実態に応じた適切な数量による計画的な購入に努めること。

- (2) 薬品使用票は補助簿であることから、薬品保管使用簿への転記は、速やかに行うこと。その際、薬品保管使用簿と薬品使用票の目付が一致すること。
- (3) 新たに購入した薬品は、薬品出納簿に登記後、薬品保管使用簿に記載されるので、薬品保管使用簿の日付は、薬品出納簿の受入年月日と同じか、又はそれ以後であること。
- (4) 薬品を希釈して使用する場合は、使い切るよう努めること。なお、残った希釈薬品が、法的に毒物、劇物、危険物又は特定化学物質に該当する場合（例：10%を超える濃度の塩酸）は、毒物、劇物、危険物又は特定化学物質として取り扱い、新たに薬品保管使用簿への記載が必要となる。
- (5) 廃液及び不要薬品は適正かつ計画的に処理すること。

4 毒物劇物の適正な管理保管等に関する定期点検について

学期に1回（年3回）の定期的な点検には、校長、副校長又は教頭が立ち会うこと。また、その際、下記に示した点検票に記録を残すこと。

学校環境衛生検査の完全実施に向けて ～騒音レベル・黒板面の色彩について～

山口県学校薬剤師会 理事 川添真一

学校環境衛生の完全実施に向けてと題して、山口県学校薬剤師会 川添真一理事の発表があった。

空気検査や照度検査などは比較的良く行われているが、学校環境衛生基準においては、教室等の環境、飲料水等の水質及び施設に係るもの、清潔、ネズミ、衛生害虫等の備品管理に係るもの、水泳プールに係るもの、と広範に渡っている。

定期検査の検査項目、回数及び基準について定められた基準値を示しながら解説があった。

まとめ、考察として、全国的に、飲料水、プール水、空気（二酸化炭素）、照度の定期検査の実施率は良い。しかし、その他の騒音や黒板等の定期検査の実施率はまだまだ低い傾向にある。特に騒音については「うちの学校は静かな場所だから」「近くの道路の交通量は少ないから」という事で省略している学校が多いと思われる。音楽室から漏れている音、又は学校周辺の家やマンションの建設音によっては、授業中の先生の声が児童生徒にきちんと届いていない可能性もあるので、一度は測定数値で気になる個所のレベルを確認してほしい。各学校がそれぞれの検査の意義・必要性を理解し、徐々に実施率を上げていき、山口県内全校の学校環境衛生検査の完全実施を目指したいと話され、山口県学校薬剤師会ホームページの学校環境衛生検査表の様式を紹介し実施項目・回数の確認に役立ててほしいと結ばれた。

健康的で快適な学校環境を目指して ～チーム伊佐の取り組み～

美祢市立伊佐小学校 養護教諭 原田暢恵

1 はじめに

美祢市は山口県の中西部に位置し、伊佐は観光地秋吉台カルスト地帯に連なる山あいの町である。本校は、昭和45年に既存の4校が統合し、新設校として開校した。そのため広い校区となり、3路線によるバス通学児童もいる。

2 学校環境衛生活動を推進するために学校環境衛生活動は、児童の健康・安全に直接関係するものであるから、学校生活のあらゆる場面で実施することが望まれる。そのためには、全教職員が学校環境衛生活動の目的と意義を共通理解し、実施する全校体制作りが必要である。また、学校保健計画と学校安全計画に位置づけ、計画的・組織的に取り組むことも重要である。

3 1日の学校環境衛生活動の流れ



4 取組の概要

(1) 学校薬剤師との連携

定期の環境衛生検査は、主として学校薬剤師が検査に当たっている。体育・理科・給食の担当者は、検査に立ち合うことにしている。

検査結果は、児童への直接指導（空気・ダニ）や検査後の教職員との懇談で伝えられた。

(2) 教職員の取組

ア 定期検査の結果の周知・ミニ研修

検査結果のプリント配付や職員会議・職員連絡会での報告による情報の共有 指導助言の共通理解による、教室環境や学習環境の維持と改善

イ 安全点検

毎月1回、全教職員で校務分掌により分担して校舎内外の安全点検を実施 異常があった場合の、管理職への報告と早期対応

* 臨時の安全点検（環境衛生検査）

ウ 日常点検及び環境衛生活動

校務分掌に基づき担当を決めて実施

点検結果は、担当者が教頭及び養護教諭に直ちに報告するシステム

児童に対しても、異常を発見した際には、教職員に報告することを指導（教室等の日常点検表：保存期間3年）

エ 環境衛生活動と保健指導

日常点検により必要が認められた時の保健指導の実施（トイレの使い方・手洗い場の使い方、掃除の仕方など）

オ 健康観察と環境衛生活動

体調不良や感染症による欠席がある場合や、健康観察の結果によっては、水道のカランを消毒（養護教諭）授業中、児童のあくびや顔のほてりが見られた場合の、換気やカーテン使用（担任）

カ 清掃指導方法の共通理解

全教職員が同一歩調で児童への指導に当たるための研修

キ 職員作業

管理職による定期的な草刈り、夏季休業中の全教職員での側溝の土上げと清掃年度末の、机と椅子の適合配置のための高さ調節（学期1回の身長測定の結果による適合配置）

ク 教科指導での環境衛生

理科備品の活用による意識啓発

ケ 当番活動での環境衛生

校舎内を巡視する際、トイレや手洗い場の使用状況の確認

コ プールの管理

（ア）施設・設備の管理

5月下旬：業者によるろ過器等の点検プール清掃（5・6年児童、教職員）

6月初旬：ろ過器運転開始

ろ過器等操作研修（教職員）

入水前：学校薬剤師による水質検査及び施設・設備の検査

7月中旬：学校薬剤師による水質検査、業者検査のため採水

7月末：プール使用終了

9月：ろ過器解体

（イ）日常における水質管理

教職員2名での当番制

* 藻発生防止

(3) 児童会活動（児童の取組）

ア 保健委員会

「全校児童の健康と安全を守る」という使命感をもって活動に取り組む。

（ア）常時活動

飲料水の水質検査、石けん液の補充、トイレのスリッパ点検、トイレトペーパーの補充、プールトイレの清掃、校舎の窓開け、健康観察表の配付（養護教諭とカランの消毒）

（イ）啓発活動・広報活動

手洗い指導、トイレスリッパ点検結果の掲示、保健新聞でのトイレの使い方・感染症予防の啓発

委員会活動として、今必要なことは何か？

子どもの目線で捉えさせ、児童のアイデアで作成できるように支援した。

イ 環境委員会

美化活動（朝の清掃活動、清掃道具の点検・補充）

ウ 園芸委員会

緑化活動（花壇の手入れ、プランターの管理）

エ 縦割り班活動（異年齢集団による取組）

清掃活動

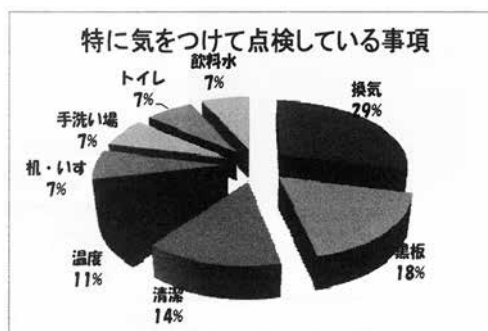
緑化活動（学校花壇、一人一鉢栽培）

(4) P T A活動（保護者の取組）

夏季休業中の親子奉仕作業、除草・草刈りと側溝の土上げ

5 教職員の学校環境衛生に対する意識

特に気を付けて点検している事項



6 学校環境衛生の維持と管理のために

(1) 点検・検査・巡視

校務分掌での役割分担

(2) 結果の掌握

適切な評価と確実な伝達

(3) 報告

関係機関との連携

(4) 教育活動への反映

保健指導等

(5) 改善

清掃・修理

7 今後に向けて

教職員が日常点検の結果から適切な事後措置に取り組む姿や、積極的に環境衛生・整備に取り組む姿を児童が見ることが、児童の学校環境及び健康・安全への意識啓発につながっている。

学校における環境衛生は、日々刻々と変化する。その中で、日常点検の重要性と必要性は今後ますます高まり、きめ細やかな実態把握と適切な対応が求められるところである。

また、本校においては、校舎・体育館・プールともに築44年が経ち経年劣化が見られる。子どもたちが1日の大半を過ごす学校という空聞か、子どもたちの安全で安心な場であるために、学校環境衛生活動はたゆまず実施されなければならない。

今後も、「チーム伊佐」を合い言葉に、全教職員による環境衛生活動を継続実施し、若い教職員の学校環境衛生活動に対する目と態度の育成及び継承を図っていきたい。